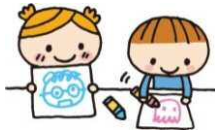


# 平成 29 年度 三豊市保育士確保・定住促進事業補助金 Q&A

平成 29 年 4 月 1 日現在



## Q1. 申請日の6か月以内に市の区域内の保育施設等で就労していた場合はどうして補助対象外となるのですか。

**A1.** この事業の申請期間内に偶然転居を予定されていた方や、対象の施設間で転職をされる予定の方も補助対象となってしまい、本来補助対象とするべき方(これまで三豊市で就労されていなかった市の区域外の保育人材)が補助を受けられなくなる可能性があるからです。

## Q2. 対象の就労先に事業所内保育施設の従業員枠がないのはどうしてですか。

**A2.** この事業は、市の区域外から保育人材を確保することで、市の区域内の保育施設等への入所がしやすい環境を整え、市の区域内の子育て世帯を広く支援する目的があります。事業所内保育施設の従業員枠は、その事業所にお勤めの方しか利用できないうえ、市の区域外にお住まいの方も利用されていますので、対象外になります。

## Q3. ひとり親の場合は、市の区域内に住んでいても補助対象となるのはどうしてですか。

**A3.** この事業には、保育人材の確保と同時に、ひとり親の方の就労支援の側面も持たせています。そのため、市の区域内に住むひとり親の方には、就労先に近い場所への転居を促すことで、就労の負担を軽減したいと考えています。

## Q4. 補助対象経費にはどのようなものが認められますか。

**A4.** 転入又は転居先までの、最も経済的な通常の経路での移動にかかる費用や、一般的な住居移転費用、住居移転に際して宿泊する必要がある場合の宿泊費などが認められます。ただし、全て領収書の写しと明細書の写しが必要となります。



**Q5. 補助金が不交付となった場合には、住所移転にかかる費用が全額自己負担となり、影響が大きいのですが。**

**A5.** この補助金を活用したいと希望する方には、交付の申請や住所移転を行う前に、まず子育て支援課にご相談いただき、交付要件を満たしているか等を確認させていただきます。そのうえ、交付の申請されるかどうかをご本人様でご判断いただくようになります。

**Q6. 補助金の交付を受けた日から5年以内に就労先を退職したり、市の区域外へ転出した場合は補助金を返還しなければならないのですか。**

**A6.** その場合、補助金は返還していただきます。ただし、別の対象となる保育施設に転職した場合や、就労先はそのまま家庭の事情等により市の区域外へ転出した場合には、返還していただく必要はありません。

**Q7. この補助金は、平成29年度限りの補助金なのですか。**

**A7.** 保育士確保の必要性が翌年度以降のある場合、複数年の継続実施により一定の効果を得ることを目標としています。

※その他、ご不明な点については、下記連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

三豊市健康福祉部子育て支援課

TEL 0875-73-3016

E-mail : [kosodate@city.mitoyo.kagawa.jp](mailto:kosodate@city.mitoyo.kagawa.jp)

